

全 住 協 第 2 7 0 号  
平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
政策委員長 花 沢 仁

消費税増税を控えた営業活動等における留意事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会ほか加盟する（一社）住宅生産団体連合会から別紙のとおり「消費税増税を控えた営業活動等における留意事項について」依頼がありました。

つきましては、消費税増税を控えた営業活動等に際しては、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、国土交通省住宅局では、消費税増税後の住宅取得支援策についてのチラシを作成しておりますので、下記ホームページよりダウンロードしてご活用ください。

敬 具

[添付文書]

「消費税増税を控えた営業活動等における留意事項について（お願い）」

[参考ホームページ]

「国土交通省作成チラシ」 <http://www.mlit.go.jp/common/001258929.pdf>

\*問合せ先

一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田

TEL 03-3511-0611

会員団体の長殿

一般社団法人 住宅生産団体連合会  
会長 阿部 俊則

消費税増税を控えた営業活動等における留意事項について(お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

既にご承知のとおり、安倍総理は消費税率8%への引上げ後に消費が大幅に落ち込んだことを踏まえ、先月15日の臨時閣議において「予定どおり来年10月に消費税率を10%に引上げ、税率引上げ後の住宅の購入等についてメリットが出るよう税制・予算措置を行う」と改めて表明されました。

当連合会は夏以降、政府及び関係省庁に対し消費税率引上げに伴う住宅需要の落ち込み防止に万全の対策を講じるよう繰り返し要望を行ったところであり、政府においては既に様々な追加対策の検討が行われています。

これらの対策が実施された場合、消費税率引上げ前に住宅を取得した方が引上げ後に取得するよりも負担が軽いとは必ずしも言えない状況になります。また、国土交通省住宅局住宅生産課及び住宅企画官付から平成30年11月2日付事務連絡「消費税率引上げに伴う住宅取得支援策の周知広報について」により、当連合会に対し消費税率引上げ後の住宅取得支援策の周知広報の協力依頼が行われました。これらのことを踏まえ営業活動等に際して下記の点に十分ご留意頂きますよう貴団体傘下の会員企業様への周知徹底をお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 消費税率引上げ前の方が引上げ後よりも住宅取得に係る負担が軽いとは必ずしも言えないことから、消費税率引上げ前の早期契約を煽るような広告・宣伝・営業活動を慎むこと。
2. お客様に対し、以下の情報を正確にお伝えすること。
  - (ア) 消費税率10%の適用時期に関する正確な情報(平成31年10月1日以降に引渡される住宅については消費税率10%が適用。但し、同年3月31日までに締結した請負契約に係る住宅は同年10月1日以降に引渡された場合でも消費税率は8%)
  - (イ) 消費税率10%への引上げに伴って実施されることが既に決定している対策として「すまい給付金の拡充」、「住宅取得資金等に係る贈与税非課税枠の拡大」、「住宅ローン減税の拡充措置の継続」があること及びその内容
  - (ウ) 政府は、既に決定済みの上記の3つの対策に加え、消費税率引上げ後の住宅の購入等についてメリットが出るよう税制・予算措置を行う予定であること
  - (エ) 追加的な税制・予算措置が実施された場合、必ずしも消費税率引上げ前に住宅を取得した方が引上げ後に取得するよりも負担が軽くなるとは限らないこと
3. 追加的な予算・税制措置の内容については、その時点までに確定している最も新しい情報をお客様に正確にお伝えすること。

以上